

平成21年第1回三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その9)

区 分	件 名	概 要																	
<p>予算 (1件) 総務部</p> <p>条例案 (4件) 総務部</p>	<p>【1】平成21年度三重県一般会計補正予算(第3号)</p> <p>【2】知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案</p> <p>【3】職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案</p>	<table border="1" data-bbox="767 342 1449 600"> <tr> <td>予 算</td> <td>1 件</td> <td rowspan="5">議案 5 件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>4 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5 件</td> <td></td> </tr> </table> <p>一般職に属する職員に対して平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の額を暫定的に減額する措置にかんがみ、特別職に属する職員等に対して同月に支給する期末手当の額を暫定的に減額する措置を講ずるものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容) 知事及び副知事等に対して平成21年6月に支給する期末手当の支給割合を100分の192.5(現行100分の212.5)とする。</p> <p>人事委員会の議会及び知事に対する平成21年5月13日付けの期末手当等に関する勧告等にかんがみ、一般職に属する職員に対して同年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の額を暫定的に減額する措置を講ずるものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p>ア 一般職に属する職員に対して平成21年6月に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定幹部職員を除く職員 100分の125(現行100分の140) ・ 特定幹部職員 100分の110(現行100分の120) <p>イ 一般職に属する職員に対して平成21年6月に支給する勤勉手当の支給割合を次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定幹部職員を除く職員 100分の70(現行100分の75) ・ 特定幹部職員 100分の85(現行100分の95) <p>(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正 一般職に属する任期付研究員に対して平成21年6月に支給する期末手当の支給割合を100分の145(現行100分の160)とする。</p> <p>(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 一般職に属する任期付職員に対して平成21年6月に支給する期末手当の支給割合を100分の145(現行100分の160)とする。</p>	予 算	1 件	議案 5 件	条 例	4 件	その他議案	件	報 告	件	認 定	件	提 出	件		計	5 件	
予 算	1 件	議案 5 件																	
条 例	4 件																		
その他議案	件																		
報 告	件																		
認 定	件																		
提 出	件																		
計	5 件																		

区 分	件 名	概 要
県土整備部	<p>【 4 】 三重県手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行にかんがみ、手数料についての規定を整備するものである。 (平成21年6月4日から施行)</p> <p>(主な改正内容) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の追加</p>
<p><参 考> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係 住宅の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、建築後の住宅の維持保全等を行おうとする者等は、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p>		
教育委員会	<p>【 5 】 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>人事委員会の議会及び知事に対する平成21年5月13日付けの期末手当等に関する勧告等にかんがみ、公立学校職員に対して同年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の額を暫定的に減額する措置を講ずるものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 公立学校職員に対して平成21年6月に支給する期末手当の支給割合を100分の125(現行100分の140)とする。</p> <p>(2) 公立学校職員に対して平成21年6月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の70(現行100分の75)とする。</p>